

**ライオングローバル アジア カントリー・ファンド・シリーズ
(マレーシア投資ファンド)
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「ライオングローバル アジア カントリー・ファンド・シリーズ(マレーシア投資ファンド)」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託を終了する予定でございますので、お知らせ致します。

この信託終了(繰上償還)につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び信託約款の規定にしたがい、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)の成立が必要となります。

つきましては、本書面及び別紙の「書面決議参考書類」をご覧のうえ、本議案の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入いただき、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

本ファンドにつきましては、信託約款第 39 条において、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合には、書面決議の成立(本議案の可決)をもって信託を終了(繰上償還)させることができるとしてあります。

現状、本ファンドの受益権の総口数は、10 億口を大きく下回る状態が長期に継続(平成 27 年 9 月 9 日現在の受益権の総口数は約 1 億 1 千万口)し、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっており、また、ファンドの純資産残高の回復も見込み難いため、信託終了(繰上償還)に関する書面決議をとることいたしました。

2. 信託終了(繰上償還)の手続き及び日程

①受益者の確定	:平成27年9月24日(木)
②書面による議決権の行使期限	:平成27年10月16日(金)(必着)
③書面による決議の日	:平成27年10月19日(月)
④信託終了(繰上償還)予定日	:平成27年11月11日(水)

本議案の議決権を行使できる受益者は、平成27年9月24日現在の本ファンドの受益者です。

3. 書面決議における議決権の行使方法

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、平成27年10月16日(金)までに必着で下記宛先にご郵送いただくことにより行われます。

なお、議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送されない場合)は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとみなされます。

この信託終了(繰上償還)に賛成いただける場合は、特別な手続きは必要ありません。

[宛先]

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー17階(〒106-6017)
SBIアセットマネジメント株式会社 繰上償還書面決議係 宛

(注1)本議案についての賛・否欄に記載がない場合は、賛成されたものとさせていただきます。

(注2)受益者の方が本信託終了について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。

(注3)ご提供頂いた個人情報、当該議決権行使に係る手続を目的とするもので、その範囲を超えて使用することはありません。

4. 書面決議の結果

(1)本議案が可決(賛成する受益者(賛成とみなされた受益者を含みます。以下同じ。)の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上)された場合

⇒ 本ファンドは、平成27年11月11日(水)に信託終了(繰上償還)となります。
償還価額は、平成27年11月11日(水)の基準価額となります。
なお、償還金の支払いは、平成27年11月12日(木)からを予定しております。

(2)本議案が否決(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満)となった場合

⇒ 本ファンドは、信託終了(繰上償還)しません。

※上記のいずれの場合も、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ等でお知らせします。

5. ご換金のお手続きについて

議決権行使期間中、または書面決議の日以降においても、通常通り本ファンドの換金(解約)のお申込みを受付けます(お申込み不可日を除きます。)。その際の換金(解約)価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額0.3%を控除した価額となります。

信託終了日まで本ファンドを保有し、償還金をお受取りいただくこともできます。

※繰上償還(信託終了)が決定した場合につきましても、議決権行使書面にて反対された受益者の方はご換金に際し、通常通り販売会社にお申込みください。(本ファンドは日々基準価額が算出され換金可能な投資信託に該当するため、受託銀行に対する買取請求を行うことはできません。)

6. お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込されました販売会社にお問い合わせください。

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(別紙)

書面決議参考書類

1. **投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項**

本ファンドにつきましては、信託約款第39条において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の成立(本議案の可決)をもって信託を終了(繰上償還)させることができるとしています。

現状、本ファンドの受益権の総口数は、10億口を大きく下回る状態が長期に継続(平成27年9月9日現在の受益権の総口数は約1億1千万口)し、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっており、また、ファンドの純資産残高の回復も見込み難いため、信託終了(繰上償還)に関する書面決議をとることといたしました。
2. **投資信託契約の解約がその効力を生ずる日**

平成27年11月11日(水)
3. **投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件**

本書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成を得られない場合には、本信託契約の解約は中止されます。
4. **投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実**

該当事項はありません。
5. **財産状況開示資料等を作成した後に重大な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重大な影響を与える事象**

該当事項はありません。
6. **直前に作成された財産状況開示資料等の内容**

次ページ以降をご覧ください。

【中間財務諸表】

ライオングローバル アジア カントリー・ファンド・シリーズ
マレーシア投資ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成26年11月12日現在)	第4期中間計算期間 (平成27年5月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,162,710	6,865,316
投資信託受益証券	89,169,788	105,845,035
未収利息	16	1
その他未収収益	62,661	71,781
流動資産合計	150,395,175	112,782,133
資産合計	150,395,175	112,782,133
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,403,860	-
未払解約金	1,308,600	723,577
未払受託者報酬	19,266	23,237
未払委託者報酬	481,655	580,822
その他未払費用	291,600	506,448
流動負債合計	13,504,981	1,834,084
負債合計	13,504,981	1,834,084
純資産の部		
元本等		
元本	114,038,608	98,987,426
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	22,851,586	11,960,623
元本等合計	136,890,194	110,948,049
純資産合計	136,890,194	110,948,049
負債純資産合計	150,395,175	112,782,133

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間	第4期中間計算期間
	自 平成25年11月13日 至 平成26年5月12日	自 平成26年11月13日 至 平成27年5月12日
営業収益		
受取利息	643	423
有価証券売買等損益	2,824,138	△9,666,284
為替差損益	1,640,957	4,814,396
その他収益	215,232	304,998
営業収益合計	4,680,970	△4,546,467
営業費用		
受託者報酬	16,041	23,237
委託者報酬	400,972	580,822
その他費用	802,010	866,883
営業費用合計	1,219,023	1,470,942
営業利益又は営業損失(△)	3,461,947	△6,017,409
経常利益又は経常損失(△)	3,461,947	△6,017,409
中間純利益又は中間純損失(△)	3,461,947	△6,017,409
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	166,698	△712,986
期首剰余金又は期首欠損金(△)	8,855,207	22,851,586
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,580,447	5,708,758
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	6,580,447	5,708,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,266,172	11,295,298
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	3,266,172	11,295,298
中間剰余金又は中間欠損金(△)	15,464,731	11,960,623